

中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業 Q & A 集

更新日 2021年6月30日

【スケジュール】

- Q 申請の締切はいつですか。
申請締切は令和4年2月28日(月)を予定しています。
- A ただし、助成金予算の執行状況により、助成金の申請受付を早期終了する場合があります。
詳細については、募集要項及び公社ホームページ等を確認してください。

- Q 来年度の募集はありますか。
A 現在のところ、来年度以降の募集は予定していません。

【助成対象事業者】

- Q 申請者の住所(本社所在地)が都外にあるのですが、申請は可能ですか。
A 都内の中小規模事業所を使用(賃借)している中小企業者等であれば、申請者の住所に関係なく申請は可能です。

- Q 大企業や個人事業主は申請できますか。
個人事業主は対象となります。
A 大企業(みなし大企業も含む)については、対象外となります。

- Q テナント入居者は申請できますか。
A 都内の中小規模事業所を使用(賃借)している中小企業者等であれば、申請は可能です。

- Q 入居しているビルのオーナーが大企業なのですが、申請は可能ですか。
A 申請者が助成対象事業者の要件を満たしていれば、申請は可能です。

- Q 他の補助金との併用は可能ですか。
国その他の団体(区市町村を除く。)の補助金との併用はできません。
A 併用の事実が判明した場合、交付決定の取消し及び助成金等の返還を求めることとなります。

【助成対象事業所】

- Q 対象となる事業所の用途に制限はありますか。
基本的に、事業所の用途に制限はありません。
A ただし、「熱交換型換気設備」を導入する場合には、私立学校、工場、倉庫その他公社が認める施設のみに限ります。

- Q 事業所を新築・増築する場合、その事業所は対象となりますか。
対象となります。
ただし、「空調設備」は更新のみ助成対象となりますので、申請できるのは「換気設備」の導入に係る経費のみとなります。
A 工事完了の届出に合わせて、地球温暖化対策報告書を提出できない場合には、エネルギー使用量等を確認できる書類として、公社が認める書類の提出が必要となります。

- Q テナントとして新規入居する場合、入居する事業所は助成対象となりますか。
対象となります。
A 工事完了の届出に合わせて、地球温暖化対策報告書を提出できない場合には、エネルギー使用量等を確認できる書類として、公社が認める書類の提出が必要となります。

- Q テナントビルのオーナーですが、現時点で入居者がいない部屋は対象となりますか。
A 対象となります。

【助成対象事業】

- Q 要件を満たしている事業であれば、必ず採択(交付決定)されますか。
要件を満たしていても、採択(交付決定)されるとは限りませんのでご理解ください。
A なお、個別の案件に関する審査内容等については回答いたしかねます。

- Q この事業では、必ずリース(又はESCO事業)を利用しなくてははいけませんか。
A リース(又はESCO事業)の利用は必須ではありません。

- Q 募集開始前に工事を実施している事業は対象となりますか。
令和3年4月1日から募集開始日の前日までに契約・発注した経費で、本事業の要件を全て満たすものについては、遡って助成対象経費として認めています。
A

中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業 Q & A 集

更新日 2021年6月30日

【助成対象設備】

Q 全熱交換器は助成対象となりますか。

A 私立学校、工場、倉庫その他公社が認める施設への導入に限り、対象となります。

Q 「導入推奨機器指定要綱」「クレジット算定ガイドライン」とは何ですか。

A どちらも東京都環境局で定めているもので、各種制度における設備の省エネ水準等を規定しています。詳細については、公社ホームページをご覧ください。

Q 「統一省エネルギーラベル」はどこで確認できますか。

A 製品カタログ等に記載があります。

【助成対象経費】

Q 消費税は助成対象になりますか。

A 助成対象とはなりません。

A その他、助成対象外となる費用については、募集要項をご確認ください。

Q 採択(交付決定)後に、助成事業の実施計画の変更が必要となり、工事費等が増加してしまった場合、助成金額の増額は可能ですか。

A できません。交付決定通知書に記載された助成金額が交付申請額の上限となります。その金額を超える交付申請はできませんので、見積依頼業者に相談の上、可能な限り正確な見積りを依頼してください。

Q 見積依頼業者から提出された見積書内訳は、「〇〇付属品一式△△円」という記載ですが、問題ありませんか。

A 経費内訳は必ず数量×単価で記載し、その根拠が必要となります。見積依頼業者には、概算であっても一式では計上せずに、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を求めて下さい。

【助成金の額】

Q 助成金の上限値、下限値はありますか。

A 助成金の上限は1,000万円となります。

A 下限の定めはありませんが、千円以下の端数は切捨てとなりますので、ご注意ください。

【交付申請】

Q 申請書類の提出はどのようにすれば良いですか。

A 原則として「郵送」又は「メール」にて提出を行ってください。

A 提出方法の詳細については、募集要項をご確認ください。

Q 申請書類を窓口を持参することはできますか。

A 新型コロナウイルス感染予防対策により、原則として窓口での受付は行っておりません。

A 「郵送」又は「メール」にて提出を行ってください。

Q 郵送した申請書類が届いたかどうかは連絡をいただけますか。

A 連絡は致しません。

A 申請者の責任において、簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。

Q 申請受付は先着順ですか。

A 先着順となります。

A ただし、提出された書類に不備がある場合、是正されるまで申請受付はできません。

A 申請受付ができないことによる申請者の不利益については、公社及び都は一切の責任を負いません。

Q 申請が多く、予算を超過してしまった場合、受付する案件はどのように決定しますか。

A 予算を超過した日に申請のあった全ての案件について抽選を行い、予算の範囲内で受付する案件を決定します。

A なお、受付できなかった申請書類については、返却いたします(郵送の場合)。

Q 申請した案件の審査状況について教えていただけますか？

A 審査の進捗状況等の照会はできません。

Q 交付決定等のお知らせはいただけるのでしょうか？

A 交付決定通知書等を助成事業者へ送付致します。

A メール、電話等で別途連絡することは致しません。

Q 交付決定までの期間はどのくらいですか？

A 1か月程度が目安となります。ただし、申請書類に不備がある場合、是正指示等の対応によって審査期間が長期化する可能性がありますので、予めご了承ください。

中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業 Q & A 集

更新日 2021年6月30日

【工事、各種手続き】

Q 施工業者等への助成事業の発注(契約)は、いつから行えますか。

原則として交付決定日以降に行ってください。

A ただし、遡及に関する特例として、令和3年4月1日から募集開始日の前日までに契約・発注した事業で、本事業の要件を全て満たすものについては、助成対象となります。この場合、助成金が交付されない可能性もあることを前提に行ってください。

Q 交付決定前に施工業者等へ発注をしている場合は、助成対象となりますか。

原則として助成事業とはなりません。

A ただし、遡及に関する特例として、令和3年4月1日から募集開始日の前日までに契約・発注した事業で、本事業の要件を全て満たすものについては、助成対象となります。この場合、助成金が交付されない可能性もあることを前提に行ってください。

Q 助成事業に計画変更の可能性が生じた場合、どうしたら良いですか。

A 速やかに公社に相談してください。

Q 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いですか。

A 速やかに公社に相談してください。

Q 事業完了とは、設備等の引渡し済んだことをいうのですか。

A 検収を実施した時点で事業完了とし、「工事完了届」を提出してください。

【その他】

Q 施工業者やリース事業者等の紹介をしていただけますか。

A 施工業者やリース事業者等の紹介は行っておりません。

Q 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければなりませんか？

A 施工業者は、都外の業者でも構いません。